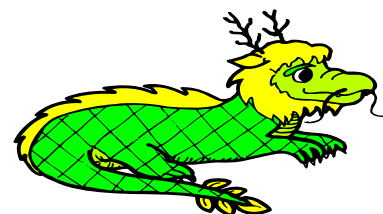


HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます

新しい50周年の節目に向かって^{ぜんしん}漸進します

税理士法人ユーマス会計代表社員 上田 光隆

常に漸進のポリシーで

お蔭さまで、昨年2月に創業45周年という節目を迎えました。私どもは過去5年ごとを節目と考え長い歴史を重ねて参りました。いわば昨年は9回目の節目でありました。好景気で湧きあがった時も調子に乗るのはやめよう、常に少しずつでも、謙虚に漸進していこうと、自らを戒めながら、少しずつ前を向いて歩いて参りました。不景気のどん底でも漸進・漸進決して後ろを見ず、ひたすら伝統の理念を大切にして、顧客企業の皆さまの礎となることを願っております。今年も皆様方のお役に立てることを願しながら新しい10回目の節目に向かってその第一歩を踏み出したく願っています。

伝統の理念「共生の理想」を求めて

ユーマス会計の伝統の理念である「共生の理想」とは顧客企業の発展と事務所成長そして事務所職員の幸せを求めて日々どうあるべきかを模索する事です。私たちの業務は単なるビジネスではありません。顧客企業の発展成長を願い、税務や企業法務のリスクから経営者の方々が安心して経営に専念できるような環境づくりをする事が私たちの使命です。経営者の皆様の喜びや感動に職員の遣り甲斐を願っています。

顧客企業のゴーイングコンサーン

ゴーイングコンサーンとは「企業が将来にわたって無期限に事業を継続し続ける」事で、会計の世界では10年ほど前から企業の会計監査で「ゴーイングコンサーン規定」という財務書類の倒産リスクを開示する会計ルールが出来ています。企業が永続し続けることは社会的使命・責任です。代表的な事例では、大阪天王寺にある宮大工「(株)金剛組」は創業578年、今年で1,436年の歴史があります。勿論世界で最も長い歴史を持っている会社で、日本の誇りでもあります。今年も、ユーマス会計の顧客企業の、ゴーイングコンサーンの理想実現のために職員一同可能な限りご支援申しあげたく願っています。今年もどうぞ宜しくご支援のほどお願いします。

*金剛組は578年四天王寺を建設ついで法隆寺など建設しました。1995年株式会社を設立し一族支配を継ぎましたが、2005年高松建設(現高松コンストラクショングループ)の子会社化しています。



…ビジネススポット…

今後の税制改正の展望と留意点

…… 更正期間の延長等……

法務管理室 露口 祐子

平成 24 年度税制改正大綱

去る 12 月 10 日、平成 24 年の税制改正大綱が発表になりました。通常、12 月に発表される翌年度の税制改正大綱に盛り込まれた内容は、ほぼそのまま、翌年の国会で法制化され、施行されてきましたが、平成 23 年の改正案についてはご承知の通り、未曾有の震災の影響で、かなりの部分が年内には法制化されず、その積み残されたものの幾つかが今回の平成 24 年の大綱に盛り込まれています。結局、今年の今頃、大きな波紋を呼んだ相続税の基礎控除の引き下げ（現行の 6 割へ）などは、1 年間、さんざん関係者をやきもきさせた挙句、与野党の駆け引きの結果、税制改正案には盛り込まれず、「税制抜本改革」での論議へと先送りされました。

更正の請求期間の延長

23 年中に実際に決まった改正の中に「更正の請求期間の延長」があります。「更正の請求」とは、ごく簡単に言うと、一度税務署に申告をしたが、誤って多く税金を支払っていたので、「還付して下さい」という請求を税務署にする事です。この期間は、特に別段の規定がある場合を除いて、これまで「申告期限」から 1 年だけしか認められませんでした。これはあまりに短すぎると言うので、今回の改正で平成 23 年 12 月 2 日以後に申告期限の来るものより、3 年に延長されました。例えば、平成 23 年分の確定申告を間違えたとする、申告期限は平成 24 年 3 月 15 日ですから、平成 27 年 3 月 15 日までに間違いに気づいて「更正の請求」をすれば、税金を還付してもらえる可能性があります。

平成 23 年 12 月 2 日より以前申告期限のものも還付の可能性がります（期間に注意）

上記改正と同時 12 月 2 日より前に申告期限を迎えているものも、申告期限から 3 年以内であれば還付可能となる整備が別途なされています。例えば個人の確定申告であれば平成 20 年分については確定申告期限である平成 21 年 3 月 15 日から 3 年になる、平成 24 年 3 月 15 日までなら還付可能です。



「自社の経理から見える問題点」

社長に見えない小さな問題点が累積する経営の課題

……コンサルタントスタッフ……経営資金 その 1

利益が出ているのに実際の預金や現金がない

利益はすべて現金預金にはならない

会計の取引は一部の例外や業種を除いて全てを現金や預金では決済しません。特に近年は信用取引が中心で取引のすべてが現金預金を見ない取引が中心になっています。言い換えれば、企業の保有するものすべてが財産でありその一部が「現金預金」です。具体的には売掛金や手形、機械や設備などの物理的なもの、又眼には見えない権利や投資など会計帳簿（決算書や月次の試算表）を見ると自社の財産構成が理解できると思います。勿論一方では、その財産調達のために自己の純財産で償えない部分を補うために債務（買掛金や支払手形・借入金など）が存在します。

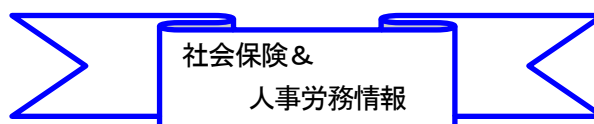
現金預金の多寡は財産構成の重要なバランス

この様に現金預金のみが自社の財産であるという認識は、凡そ会社経営上は大きな誤りです。しかし大切なことは自社の財産構成上相当な現金預金の存在が重要であるということです。現金預金以外の財産は元を正せば

現金預金からスタートしているものです。売上代金の回収も会社の色々な資産の調達も現金預金の決済からスタートしているのです。又いかに信用取引社会でも人件費の支払いは現金預金でなければなりません。要するに企業には相応なバランスにあった現金預金の存在が必要です。

現金預金は「血液」と同じである

この様に企業にとって現金預金はすべての財産増減にともなう必要な、人間の体でいえば「血液」のような存在で現金預金の構成の多寡によって経営の行き詰まりに至る場合があります。いわゆる資金繰り失敗による破綻です。現金預金は常に一定の割合で確保しなければならないのは当然で、その割合は通常「流動比率」「当座比率」といった分析割合によって判断されます。問題は、なぜ一定の割合が確保できないのか？と云うことになります。原因は多義にわたります。案外経営者の気付かない足元にある場合が多く、経営者の方々が余り決算書や試算表に関心の薄い事が原因しています。来月以降資金繰りと経営についてその原因を模索して行きたいと思えます。



社会保険労務士 嶋田 亜紀

人事労務情報 ～職場でのいじめは会社の責任でしょうか？～

従業員同士又は従業員と会社との人間関係の中で「いじめ」といわれる問題が起こることがあります。男女雇用機会均等法では、職場で行われる社員の意に反する性的な言動によるいやがらせ行為をセクシュアル・ハラスメントと定義し、使用者は防止の配慮義務を負うことを定めています(均等法 21)。防止の配慮義務が法律で定められたのはセクハラだけですが、使用者には労働契約上の配慮義務として職場で人格権が侵害されたり、職務環境を悪化させられて能力発揮に支障をきたしたりすることがないよう環境を整える配慮義務を負うという考え方もあります、いじめもケースによっては人格権の侵害や職務遂行の妨害行為・パワハラにもあたることがあり、職場の従業員同士の問題といっても放置することはできません。

パワハラと指導の境界線は？

[パワハラ・パワハラ疑い事例]

- ① 子供が病気で入院したため、早く帰宅させてくれと上司に頼むと「病気を理由に帰れるなんて、病気持ちの子供がいるやつはいいよな」と帰り際に聞こえるように言われ、次の日もまた次の日も毎日執拗に言われた。
- ② 自分の仕事量が激増し、残業を余儀なくされた時に上司から「時間内に終わればいいが、仕事を明日に絶対に残すな！会社にとってお前は足手まといだから、それができなければ、次のお前に与える仕事はない」と突き放された。
- ③ 上司の指示内容が理解できず、要点を尋ねたところ「うるさい！お前みたいな無能なやつに、いちいち答えている暇はない！嫌なら辞めろ」とデスクを強く叩かれながら言われた。次の日から無視が続き、部署異動を命じられた。

[パワハラのように思えてもパワハラではない事例]

- ① 上司と取引先に向かう途中で、取引先に提示する資料を間違えて持ってきてしまったことを上司に詫びたときに「バカヤロー！」と怒鳴られた。
- ② 社内で業務時間中に同僚と長時間、世間話をしていたとき、「明日から来なくてもいいよ！」と言われた。
- ③ 危険な工事現場を視察に行った新任担当者が、現場の人に「ボケーッ！何しとんねん！」と強く叱責された。

※特別に向けられた暴言ではなく、社会的な常識の範囲内での叱責はパワハラにはなりません。

パワハラとは

「職権や利権などの見えない力を利用し、本人の人格や尊厳を傷つける言動や行為をもって本来遂行すべき業務範囲を超えた要求を行う行為」

《事務所つうしん》

◇平成 24 年 1 月事務所カレンダー（主な行事と税務等）

日 程	業 務 ・ 行 事 等	備 考
1～4日(水)	お正月休暇	
5日(木)	初出式	総務担当課担当
6日(金)	通常通り業務開始	
7日(土)	第一土曜日お休み	
9日(月)	成人の日お休み	
10日(火)	12月分(7～12)の源泉所得税住民税納期限	
14日(土)	実務研修会	法務管理室露口
21日(土)	実務研修会	同
25日(水)	11決算法人書決算書・申告書審理	法務管理室露口
28日(土)	実務研修会	同
30日(月)	11月決算法人申告書提出(e-Tax)	総務担当課担当
31日(火)	月例会議1月の業務反省と2月の事務計画	同

◇職員バースデー（1月）…おめでとうございます…

5日 法務管理室 松ノ下あやの

23日 監査二課 糠塚 恵二

◇今月のミニ金融情報

…… 日本政策金融公庫の貸付利息等(23年12月12日現在) ……

貸付区分	貸付期間	有担・第三者保証	第三者保証無	備 考
経営改善資金	5年以内	—	1.85%	限度額1500万円
普通貸付	5年以内	2.15%	2.80%	利率変動あり
同	6年以内	2.25%	2.90%	同
同	7年以内	2.25%	2.90%	同
同	8年以内	2.35%	3.00%	同
同	9年以内	2.45%	3.10%	同
同	10年以内	2.55%	3.20%	同
新創業融資制度	5年以内	—	3.80%	同
同	6年以内	—	3.90%	同
同	7年以内	—	3.90%	同

事務所からのインフォメーション

永続・繁栄企業の社長の「言葉」

『変化の連続160年』

経営理念は変わらなければ160年、当社は創業からの家訓・ポリシーなどありません。過去の歴史を振り返ると「繊維製造業」であるという原点以外は常に変わり続けました。変わらなければ160年も存続できなかったということを経験に銘じ、今後も常に変わって行かなければならないという意味を含めた言葉です。

中外国島株式会社 取締役会長 伊藤正樹氏 資本金6480万円 社員79名（愛知県）